

堺市国民健康保険料率等の改定に係る諮問を行いました

堺市では、本日、市長から堺市国民健康保険運営協議会に以下の事項について諮問しました。

今後、同運営協議会から答申を得た上で、令和 6 年第 1 回市議会（定例会）に条例改正を提案し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する予定です。

内容

第 1 諮問事項について

1 賦課限度額の改定について

後期高齢者支援金等賦課限度額を、大阪府が定める市町村標準保険料率に基づき、220,000 円とする。

2 令和 6 年度分の国民健康保険料について

大阪府が定める市町村標準保険料率に基づき、以下のとおりとする。

①基礎賦課額

所得割の料率を 1000 分の 95.6、被保険者均等割の額を 35,040 円、世帯別平等割の額を 34,803 円とする。

②後期高齢者支援金等賦課額

所得割の料率を 1000 分の 31.2、被保険者均等割の額を 11,167 円、世帯別平等割の額を 11,091 円とする。

③介護納付金賦課額

所得割の料率を 1000 分の 26.4、被保険者均等割の額を 19,389 円とする。

3 施行期日について

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日とする。

第 2 諮問理由について

保険料率及び賦課限度額は国民健康保険事業の運営に関する重要な事項であるため、国民健康保険法の規定に基づき、堺市国民健康保険運営協議会の意見を求める。

第 3 その他

堺市国民健康保険条例に基づき、医療分・後期高齢者支援分・介護分の各保険料率を告示する。

問
い
合
わ
せ
先

担 当 課：健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課
電 話：072-228-7522
ファックス：072-222-1452

令和6年度国民健康保険料率等（案）

○医療分

	令和5年度	令和6年度	増減
所得割率	85.0/1000	95.6/1000	10.6/1000
均等割額	29,083円	35,040円	5,957円
平等割額	30,824円	34,803円	3,979円
賦課限度額	65万円	65万円	0万円

(参考)

府内統一	
令和5年度	令和6年度
91.8/1000	95.6/1000
33,730円	35,040円
33,698円	34,803円
65万円	65万円

○支援分

	令和5年度	令和6年度	増減
所得割率	30.4/1000	31.2/1000	0.8/1000
均等割額	10,528円	11,167円	639円
平等割額	10,969円	11,091円	122円
賦課限度額	20万円	22万円	2万円

府内統一	
令和5年度	令和6年度
29.7/1000	31.2/1000
10,584円	11,167円
10,574円	11,091円
20万円	22万円

○医療分+支援分（合計）

	令和5年度	令和6年度	増減
所得割率	115.4/1000	126.8/1000	11.4/1000
均等割額	39,611円	46,207円	6,596円
平等割額	41,793円	45,894円	4,101円
賦課限度額	85万円	87万円	2万円

府内統一	
令和5年度	令和6年度
121.5/1000	126.8/1000
44,314円	46,207円
44,272円	45,894円
85万円	87万円

○介護分（40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に賦課）

	令和5年度	令和6年度	増減
所得割率	26.0/1000	26.4/1000	0.4/1000
均等割額	19,520円	19,389円	△131円
賦課限度額	17万円	17万円	0万円

府内統一	
令和5年度	令和6年度
26.1/1000	26.4/1000
19,552円	19,389円
17万円	17万円

○一人当たり保険料額

	令和5年度	令和6年度	増減
一人当たり 保険料額	106,500円	113,945円	7,445円 6.99%

府内統一	
令和5年度	令和6年度
113,447円	113,945円